

生活のマナー

大船渡市立大船渡中学校

実りある学校生活を送るために、常に一人一人が努力していきましょう。学校はみんなの手でつくるものです。この「生活のマナー」はそのための手がかりとなります。自分のことに責任をもつのはもちろんのこと、みんなの生活がよりよくなるよう行動していきましょう。

1. 学校生活について

- (1) 授業を大切にしよう。(学習に集中できる環境づくりをする。)
- (2) 時間を守って、礼儀正しい生活をしよう。(登校、下校、授業開始などの時間、あいさつ、言葉遣い、身だしなみ)
- (3) 健康や安全に気をつけて生活しよう。(健康管理や事故に気をつける)

2. 服装について

(1) 服装 ※新1年生

① 制服

ネームプレート、6～9月は夏型としてワイシャツを着用
ネクタイまたはリボンを着用する。

※購入場所

	制 服	ジャージ・Tシャツ・ハーフパンツ等
大船渡地区	ファッション・アイ	田村スポーツ
末崎地区	マルシゲ洋品店、 亀屋	

※在校生

学校指定の制服、ネームプレート、6～9月は夏型としてワイシャツを着用。

新しいデザインの制服及びジャージは、統合開校時の新1学年生徒から指定するものです。新2学年及び新3学年生徒は統合前2中学校の現行品を使用することを基本としますが、新制服を購入し着用してもよいこととします。ただし、スカートだけ、リボンだけのように、制服の一部を購入して着用することは不可とします(一式で購入)。
なお、Tシャツ・ハーフパンツについては、そろえて購入しなくても構いません。

② ワイシャツ

白のワイシャツとする。(ボタンダウンは不可)

③ 靴下

白、黒、紺のもの、ワンポイントは可。スカート着用時は黒のストッキングやタイツでもよい
儀式的時は、黒のストッキング、またはタイツとする。

※儀式とは、入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、離任式などを指す。

※ショートソックスについては、くるぶしがかくれる長さとする。

④ 靴

上履き — 学校指定のシューズ(学年の指定の色(青)のもの)
かかとに名前を記入すること。

通学靴 — 運動に適したトレーニングシューズまたはランニングシューズとする。
積雪時は防寒靴を使用してもよい。

⑤ 上着

特に指定しないが、学校生活にふさわしいもの。(部活動で使用しているものは可)

⑥ Tシャツ・ハーフパンツ

学校指定のもの。

⑦ その他

制服の下に着るものについては、白ワイシャツを基本とし、学校指定ジャージ・Tシャツでもよい。寒い時期にはアンダーウェアとして、トレーナーやセーターの着用を勧める。(色は黒・紺・グレー・白、無地でワンポイントとする。)ただし、パーカーやハイネックなど、外にはみ出て見えるものは不可とする。

(2) 頭髪

学習・運動の妨げにならない長さ(後ろ髪が両肩にかかる場合は切るか、結わえる。前髪は目にかからない長さとする)や髪形にする。詳しくは生徒大会決議に準ずる。

髪を結わえるゴム(黒・茶・紺)やピンは使用可。(かざりピンや整髪料は不可)

(3) 場に応じた服装

① 登校時

- ・ 制服登校を原則とする。(行事など指示があった時は運動着登校でもよい)
- ・ 本校指定のスクールザックを使用する。他にバッグを補助として使用可。
(カバンには、キーホルダーをつけない)

② 授業時

- ・ 制服を原則とする。実技教科は教科担任の指示によって、授業の前にジャージに着替える
- ・ 昼休み終了までには、必ずジャージに着替えて清掃等に備える。

③ 部活動時

- ・ 指定ジャージ、指定Tシャツ、指定ハーフパンツで活動することを基本とする。(ただし、各部で必要とされるシューズ、ユニフォーム等については、顧問から指示されたものを使用し
てよい。防寒のための上着も可)

3. 登下校について

(1) 登校時刻 8:20 を守る。(遅刻の判断は、8:20 までにバッグ類をロッカーに片づけ着席すること。朝会のある日は 8:15 に教室前に整列すること。)

(2) 交通ルールを守り、定められた通学路を通ること。(詳しくは別紙参照)

- ① 私有地や大小北側の道路は利用しない。
- ② 自転車利用者は、学校南側の道路を使用すること。
- ③ 三菱自動車方面から登校する生徒は、歩行者と自転車と異なる通学路を利用する。

(3) 商店・飲食店等の出入りや買い食いはしない。

(4) 自転車通学をしたい場合は、自転車利用届を提出し、指定のステッカーの交付を受けること。
なお、自転車を利用する際は、必ずヘルメットを着用すること。

- ① 以下の自転車は使用禁止とする。
 - ・ 整備不良の自転車。
 - ・ その他、運転に支障をきたすようなハンドル・サドルの自転車。
- ② ノーヘル等ルールを守れない場合は、自転車通学を認めない。

(5) SB の利用について

- ① バスの到着時刻 5 分前までに集合すること。
- ② バスに乗り降りするときは、運転手さんにきちんとあいさつをすること。
- ③ 座席では、荷物を整頓して、マナーを守って過ごすこと。
(運転手さんの言うことを聞いて、静かに過ごす。窓から顔や手を出さない。物を投げない。飲食はしない。不要物を持ってこない。バスの運転器具に、手を触れない。など)
- ④ バスに乗ったら必ずシートベルトをしめること。バスから降りるときは、バスが完全に止まってからシートベルトを外し、ゆっくり降りるようにすること。
- ⑤ 具合が悪くなったときは、早めに近の人や運転手さんに伝えること。
- ⑥ バスの中に持ち物を忘れないようにすること。(持ち物には名前を書いておくこと)
- ⑦ バスに乗り遅れた場合は、保護者に学校まで送ってもらうこと。

4. 校外生活について

(1) 外出(特に市外や夜間)や野外活動(釣りや海水浴等)の際は、行き先や同行者、帰宅時刻等、家の人と相談したり確認したりすること。

(2) 保護者の同伴なしで、ゲームセンター、カラオケ、ボーリング、プリクラ、ライブハウス等の施設への出入りをしない。

(3) 保護者の同伴なしでの外泊はしない。

(4) 事故や事件にあたり目撃したりした場合は、すぐに近くの人に助けを求め、家族や警察、学校に連絡すること。

(5) インターネットや SNS について十分注意し、正しい使い方をする。

5. その他

校内での飲み物について

- ・ 飲み物を持参する場合は、水、お茶、スポーツドリンクとする。
(ペットボトルではなく、水筒やスクイズボトルに入れて持参する。)